



地方自治法第199条第14項の規定により、令和2年12月実施の随時監査
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

令和3年1月22日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 藤 田 貴 裕

(写)
国政経発 224 号
令和 3 年 1 月 22 日

国立市監査委員 庄 司 雅 様
国立市監査委員 藤 田 貴 裕 様

国立市長 永 見 理 夫

随時監査における要望事項の措置について（通知）

令和 2 年 12 月 28 日付国監発第 34 号により提出がなされた件について、
下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 教育委員会 市立学校給食センター
担当部局長 教育次長 橋本 祐幸

以上

【要望事項】

文書管理事務について

購入決裁文書（回議用紙）の決裁日が令和2年6月30日なので、その日以降に契約締結請求書を総務課に提出しているにもかかわらず、回議用紙の施行年月日と公印使用欄が空欄になっている。

行政管理部情報管理課が発行している文書事務の手引きによれば、施行年月日の欄には文書が浄書され、送付された日付または事業が開始された日を記入すること。また、公印使用欄は、公印を使用したものが押印をすることが明記されている。文書作成時には、文書事務の基本原則を徹底されたい。

措置前の状況

決裁済み回議用紙のうち、一部の回議用紙については、その後の文書管理事務があるにもかかわらず、既定の事務（施行日・公印使用欄の記入）を失念したまま保存しておりました。

措置の内容

施行年月日と公印使用欄に記載漏れがあった回議用紙について、直ちに補正を行いました。

今後は、契約締結請求や文書発出決裁等について、起案者の手元に決裁済み回議用紙が戻った段階で、施行日・公印使用欄などの確認を行い、漏れのないよう適切な文書管理を徹底することに努めてまいります。また、本件については、担当職員間で情報共有や今後の対処方法に関する周知もあわせて行っております。